医第 4076 号 令和5年3月13日

公益社団法人神奈川県病院協会 会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長 (公印省略)

神奈川県小児医療協議会の構成員となる医療機関の推薦について(依頼)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、県内の小児医療体制を整備・推進することを目的に、令和5年 度より「神奈川県小児医療協議会」を設置し検討を行うこととしました。

つきましては、新たに構成員を選任するため、<u>貴会員医療機関様から、本県の小児医療圏において中心的に小児医療を実施している医療機関様(県内四大学病院及び県立こども医療センターを除く。</u>)を御推薦くださるようお願いします。

御多忙のところ恐縮ですが、別紙に御推薦いただける医療機関様の名称を御記入のうえ、令和5年3月24日(金)までに御提出くださるようお願いします。

1 御推薦枠

2 枠

<参考>構成員の就任日等

○ 就任日:令和5年5月1日(予定)

○ 任 期:就任から2年間

2 御提出いただく書類

別紙「神奈川県小児医療協議会の構成員となる医療機関の推薦について」

3 送付先

電子メール ouhuku-chiikiiryou@pref. kanagawa. lg. jp

問合せ先

医療課医療整備グループ 山内 電話 (045)210-1111 内線 4875 77が(045)210-8858

神奈川県小児医療協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 神奈川県における小児医療体制を整備・推進することを目的に、神奈川県小児 医療協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 小児医療体制に係る調査分析に関する事項
- (2) 医療計画(小児医療)の策定に関する事項
- (3) 小児科の医師確保計画の策定に関する事項
- (4) 小児患者の搬送及び受入れ(県域を越えた搬送及び受入れを含む。)、小児の死亡 や重篤な症例に関する事項
- (5) 他事業との連携を要する事項(救急医療、災害医療、精神疾患、歯科疾患等の小児期に合併する疾患に関する医療等)
- (6) 小児医療関係者に対する研修に関する事項
- (7) その他、特に検討を要する事例や小児医療体制の整備に関し必要な事項

(構成)

- 第3条 協議会は、構成員15人以内で構成する。
- 2 構成員は、保健医療関係機関・団体の代表、小児医療を実施する中核的な施設や地域の一次医療施設等の医師・看護師その他の医療従事者、医育機関関係者、消防関係者、学識経験者、都道府県・市町村の代表、住民等から神奈川県健康医療局保健医療部医療課長が選任する。
- 3 構成員の選任期間は、選任の日から2年間とする。ただし、当該構成員が欠けた場合における後任の構成員の選任期間は、前任者の残任期間とする。
- 4 構成員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(オブザーバー)

- 第5条 協議会にオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、会議に出席し、協議会の設置目的に関する助言又は協力を行うも

のとする。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に構成員及びオブザーバー以外の者の 出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

- 第7条 協議会には、必要に応じ、部会を設置することができる。
- 2 部会の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に 定める。

附則

この要綱は、令和4年6月16日から施行する。